# 西東京市社会福祉協議会 平成 30 年度地域福祉活動助成事業要領

### 事業目的

地域の中で互いにふれあい、学びあい、交流し、支えあっていくまちづくりをすすめるために、市内で実施される地域福祉活動に対して助成を行います。 この助成を通して、西東京市の住民主体の地域福祉活動が発展し、豊かな地域社会が形成されていくことをめざします。

- \*この助成事業は、西東京市内の方々から寄せられた社会福祉協議会の会員会費、寄付金、歳末たすけあい・ 地域福祉募金等を財源としています。
- 1. 対象

市内で地域福祉活動を行っている、または始めようとしているグループ・施設・民間団体等。

- 2. 対象事業
  - \* 地域の方を対象とした講座、講演会、住民同士のつながりをつくる事業 など
  - (注) ①1団体につき1事業まで申請可能です。
    - ②政治・宗教・営利を目的にしている事業は対象外です。
    - ③平成 28 年度もしくは 29 年度に当会の助成を受けた団体で、同一の事業内容については対象外です。
    - ④当会への申請時に他の助成が決定している同一事業は対象外です。
- 3. 助成事業対象期間
  - \* 平成30年6月1日~平成31年3月31日
- 4. 助成金額

助成金申請上限額 15万円(助成金総額 60万円)

5. 助成対象経費

助成対象経費は、対象事業の実施に必要な経費のうち、別記に定める経費とします。

- 6. 申請書類(①~⑥まですべて提出)
  - ① 事業計画書(助成事業交付申込書)···様式1
  - ② 団体に関する調書・・・・様式2
  - ③ 事業収支予算書・・・様式3
  - ④ 事業計画日程表 ・・・様式4
  - ⑤ 申請団体構成員名簿 ・・・様式5 (氏名、住所<町名>が入っていれば任意の書式で可)
  - ⑥ 会則(会則のない団体は、様式2を「会則」とみなします。)
- 7. 申請期間
  - \* 平成 30 年 3 月 19 日(月) ~4 月 20 日(金) 17 時(必着)

#### 8. 申請方法

- \*所定の申請書に必要事項を記入の上、申請書類①~⑥を同封し、申請期間内に当社会福祉協議会へ 郵送もしくは地域福祉推進係窓口に直接提出してください。
- \*様式③の記入について:助成金以外の収入を見込んでいる場合(参加費または自己財源がある場合)、 助成金を充当する科目に(助)と記載してください。

## 【申請受付時間】

月~金曜日 8時30分~17時00分

※窓口への持参の場合、土曜日、日曜日、祝日はお受付できません。

### 【申請締切日時】

郵送・窓口持参いずれも **4 月 20 日 (金) 17 時 00 分までに本会担当が受理したものを有効** とさせていただきます。それ以降に持参、郵送にて到着、当会ポストに直接投函があっても 受付できませんのでご注意ください。

### 9. 審查方法

- \* 書類審查
- \* 公開プレゼンテーション(全申請団体にプレゼンテーションをしていただきます。)
  - ・西東京市社会福祉協議会地域福祉活動助成金交付選考委員会にて選考を行い、助成額を決定します。
  - ・選考により、申請額より減額での決定、または不決定とさせていただく場合があります。
  - ・公開プレゼンテーション実施日:平成30年5月18日(金)13時00分~(予定)

会 場:障害者総合支援センター「フレンドリー」会議室A

(西東京市田無町四丁目 17番 14号)

### 10. 審査基準

\*「公共性・独創性・活動の効果・費用の妥当性」を考慮し審査を行います。

#### 11. 決定通知

\* 平成30年5月下旬を予定

#### 12. 助成金交付

\* 平成30年6月中旬を予定

#### 13. 事業の実施報告

\* 事業終了後、「報告書」及び「事業収支決算書」を提出していただきます。

《申込み・問い合わせ》

〒202-0013 西東京市中町1-6-8保谷東分庁舎内

社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会 福祉活動推進課地域福祉推進係 地域福祉活動助成事業担当 宛

電話 042-438-3771 FAX 042-438-3772

メールアドレス furemachi20@n-csw.or.jp

ホームページ <u>http://www.n-csw.or.jp/</u> (西東京市社協 地域福祉活動助成で検索)

\*実施要領・申請書はホームページからもダウンロードできます。

## 別記

# ①助成対象経費

報償費	外部講師、手話通訳者等への謝礼等
旅費	事業を実施するために必要不可欠と認められる交通費の実費等
使用料及び賃借料	事業当日の会場、器材・機器等の借上げやバス等の借上げ料
印刷製本費	ポスター・チラシ・資料等の印刷費、写真の現像・焼付け代、コピー代等
消耗品費	消耗品代(文具、用紙、インク、写真用フイルム等)
食料費	事業を実施するために必要不可欠と認められる食材料費
通信運搬費	はがき・切手代、宅配便代、事業当日の物品運搬費等
保険料	事業実施に必要な行事保険料、講師・指導者が加入する損害賠償保険料等
燃料費	事業実施に必要な燃料費
広報費	ホームページ作成費、プロバイダー加入費、広報誌作成、配布経費等
その他	事業を実施するために必要不可欠で、他に代替の効かない物品購入費

# ②助成対象外経費

人件費	申請団体に所属する者に対する人件費
活動運営費	家賃・駐車場・電気・ガス・水道・電話(ファクシミリを含む)代等の日常的に 必要な経費
備品購入費	申請事業の内容と照合し、金額、機能・性能等が適切でない備品購入費

その他、上記に類する経費で助成対象経費としてふさわしくないもの